

別紙2 内部監査に求める要件

ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 7.2 に基づき申請者が実施し、「様式 2-3 内部監査に係る報告書」により報告を行う内部監査は、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 「ISMAP 管理基準」4.6.2 の規定と整合していること。
- (2) 言明書に記載の監査対象期間の末日前 1 年以内に実施されていること。
- (3) 管理策基準の全ての統制目標（言明書において対象外とした統制目標を除く）について、直近 3 年間に於いて少なくとも一度は内部監査の対象とされていること。ただし、ISMAP-LIU の初回登録申請の内部監査の始期から 2 年を経過する前に行う内部監査については、この限りではない。
- (4) 内部監査での発見事項¹が存在する場合、当該発見事項に関する統制の改善が実施済みであるか、当該発見事項に係る統制が申請日から 2 か月以内に改善することを示す改善計画が存在すること。
- (5) 前項の発見事項のそれぞれについて、影響度及び発生可能性に基づき重要度が評価されていること。
- (6) 前回の内部監査又は外部監査において管理策基準の発見事項が存在した統制目標が、内部監査の対象とされていること。

¹ 内部監査での発見事項とは、内部監査の結果のうち、下記に該当する事項等をいう。

- ・内部統制に関連する規程・ルール等が存在しなかった。
- ・内部統制の実施が確認できなかった。
- ・内部統制の逸脱が存在した。